

平成21年5月18日

教職員各位

公立大学法人島根県立大学 理事長
(新型インフルエンザ対策本部長)

新型インフルエンザ対策に関する本学の対応方針について（通知）

このたび国内での新型インフルエンザの感染事例が確認され、政府行動計画の第二段階（国内発生早期）へ移行しました。

については、これを受けて下記のとおり本学における対応方針を定めましたのでお知らせします。教職員のみなさんは、本学における感染予防・拡大防止のため、この方針に基づいて適切な対応を行うようにお願いします。

記

■対応方針

1. 現時点（交流圏域外で感染を確認）における第二段階としての主な対応

- (1) 定期的な学生及び教職員の健康確認を開始します。
※学生については、担当教員を通じて行います。
- (2) 国内の発生地域での活動に関しては、十分な感染予防措置を講じるとともに、大学への事前報告を求めます。
- (3) 海外への渡航は緊急性がない限りは、できるだけ自粛するとともに、渡航する場合は必ず事前に渡航先並びに滞在期間を大学に届け出てください。
- (4) 国内の発生地域で活動した人又は、発生国から帰国した人は、念のため国内の発生地からの帰県時又は帰国時より10日間マスクを着用してください。
- (5) 次に該当する人は、1週間程度の自宅待機を命じることとします。
 - ・新型インフルエンザに感染した者
 - ・国内の発生地域で活動した者又は発生国から帰国した者のうち、発熱などの疑わしい症状がある者
 - ・感染者若しくは感染の疑いのある者と濃厚接触した者
- (6) その他、授業運営、教育研究活動等の取扱いについては、別添の「新型インフルエンザ対策における今後の対応<弱毒性対応>」により確認してください。
- (7) 感染の拡大に応じて、今後国内における活動の自粛を求めることがありますので、大学からの連絡に注意してください。

2. 交流圏域内で感染が確認された場合又は第三段階に移行した場合の主な対応（予定）

- (1) 第三段階に移行した場合
 - 国内での学生及び教職員の対外的活動は自粛
 - 学内において集団を形成する活動は自粛
- (2) 中国地方で感染が確認された場合
 - 第三段階に引き上げられた場合と同様

(3) 県内で感染が確認された場合

- キャンパス所在市において、小中高等学校の休校措置が取られた場合、該当するキャンパスは休校
- 休校措置を行ったキャンパスにおいては、休校期間中の学生の活動は禁止、図書館等施設も休止
- 学生・教職員の健康確認実施（休校の場合は、所在確認を併せて実施）

(4) 大学関係者で感染者（疑似感染者含む）が確認された場合

- 感染者が出たキャンパスは休校
- 休校をしたキャンパスのすべての活動を禁止、図書館等も休止
- 学生・教職員の健康確認の実施（休校の場合は、所在確認を併せて実施）